

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に基づく回答

監 査 対 象	
市民生活部	地域コミュニティ推進課
意 見	
	<p>平成30年度に実施した八尾、婦中地域の地区センターの定期監査において、現金出納や備品の取扱いに関する事務についての誤りが多く見受けられたことから、地域ごとの職員研修の開催や、簡易マニュアルの作成等により適正な事務の執行に努められるよう意見としたところである。</p> <p>当時の市民生活相談課からの回答では、指摘事項について関係所属に通知を行うとともに、監査対象地域の地区センターを巡回し、法令遵守するよう指導を行ったとのことであったが、今年度の同地域を対象とした定期監査においても、複数の地区センターで現金出納や備品の取扱いに関する誤りが散見され、事務改善がなされているとは言い難い現状となっている。</p> <p>このことから、会計年度任用職員も含めた職場研修等の充実を図るなど、実務を行う全職員が基礎的な知識を習得し、適切な事務手続きが継続して行われるよう、さらなる改善を図られたい。</p>
回 答	
	<p>定期監査の指摘事項等については、これまでも関係所属に対し文書で通知するなど適正な事務の徹底に努めてきたが、今回の定期監査で十分な事務改善が見られなかったため、次のとおり研修等を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 5月9日、メールにて全地区センターに対し、今一度備品台帳の記載内容について確認するよう周知するとともに、窓口で領収した現金の即日または翌日までの払込みを徹底するよう通知。2. 6月13日付け文書にて、定期監査の指摘事項等について全地区センターへ通知。3. 7月26日「地区センター所長会議」にて、改めて主な指摘事項と法令遵守の徹底について全地区センター所長へ指導。4. 8月22日、婦中行政サービスセンターにて、今回監査対象であった八尾・婦中地域の地区センター職員（会計年度任用職員を含む）に対し、主に現金出納と備品の取扱いについて研修を実施。 <p>今後とも、機会を捉えて継続的に指導や研修を実施し、適正な事務の徹底に努めたい。</p>

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	教育委員会事務局 生涯学習課
意 見	<p>今回実施した八尾、婦中地域を対象とした公民館の定期監査において、現金出納、公民館使用や備品の取扱いに関する事務についての誤りが多く見受けられた。</p> <p>このことから、会計年度任用職員も含めた地域ごとの職員研修の開催や、簡易マニュアルの作成などにより、実務を行う全職員が基礎的な知識を習得し、適切な事務手続きが継続して行われるよう、改善を図られたい。</p> <p>また、令和3年度に実施した定期監査において、公民館の使用に関する手続きのあり方について検討されるよう意見としたところであるが、未だに検討段階であることから早急に対応を図られたい。</p>
回 答	<p>地域ごとの職員研修の開催においては、公民館主事を対象に令和5年6月30日及び7月3日に富山地域、7月14日に婦中地域、7月19日に大沢野地域で計4回開催したところである。</p> <p>また、今回の公民館主事研修資料についても、特に定期監査にて指摘のあった事項を中心に説明を行った。</p> <p>簡易マニュアルにおいては、事務手続きに直結するもの以外は削除し、なるべくわかりやすい資料となるよう心掛けたが、今後とも公民館主事等の意見も踏まえ、改善していきたい。</p> <p>さらに、公民館の使用に関する手続きのあり方については、具体的な手順書においては、令和5年度中に作成する。</p>